

▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、東松島市の指示のもと避難等を実施。

- 【凡例】
- : 避難所受付ステーション
  - : 避難退域時検査場所（候補地）



地域	避難元	避難先
① あかい赤井	照井(てるい)、御下(おした)、中東(なかとう)、寺(てら)、六槍(むやり)、八幡(やはた)、裏(うら)、横関(よこぜき)、南(みなみ)一～六、南緑(みなみどり)、南新(みなしん)一・二、新川前(しんかわまえ)、柳(やなぎ)上(かみ)・下(しも)・北(きた)・西(にし)	いわぬまし岩沼市(16施設)
② おの小野	小野(おの)上(かみ)・下(しも)、往還(おうかん)上(かみ)・下(しも)、平岡(ひらおか)、浜市(はまいち)上(かみ)、下(しも)	なとりし名取市(11施設)
③ おの小野	根古(ねこ)、高松(たかまつ)	わたりちょう亶理町亶理(わたり)町立亶理(わたり)小学校
④ のびる野蒜	中下(なかしも)、新町(しんまち)、亀岡(かめおか)東(ひがし)・南(みなみ)	わたりちょう亶理町(4施設)
⑤ のびる野蒜	野蒜ヶ丘一(のびるがおかいち)	なとりし名取市名取(なとり)市立増田(ますだ)中学校
⑥ みやと宮戸	大浜(おおはま)、室浜(むろはま)、月浜(つきはま)、里北(さときた)、里南(さとみなみ)	やまもとちょう山元町(3施設)

# わくやちよう 涌谷町におけるUPZ内から避難先までの主な経路

- 涌谷町(短台、大谷地)では、避難所受付ステーション(涌谷地区河川防災ステーション)までの避難経路をあらかじめ設定。
- なお、自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、涌谷町の指示のもと、避難を実施。



# 美里町におけるUPZ内から避難先までの主な経路

美里町(小島行政区)では、<sup>えきひがし</sup> 駅東地域交流センターを避難所としており、道路状況等を確認の上、避難等を実施。



# 南三陸町におけるUPZ内から避難先までの主な経路

➤ あらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

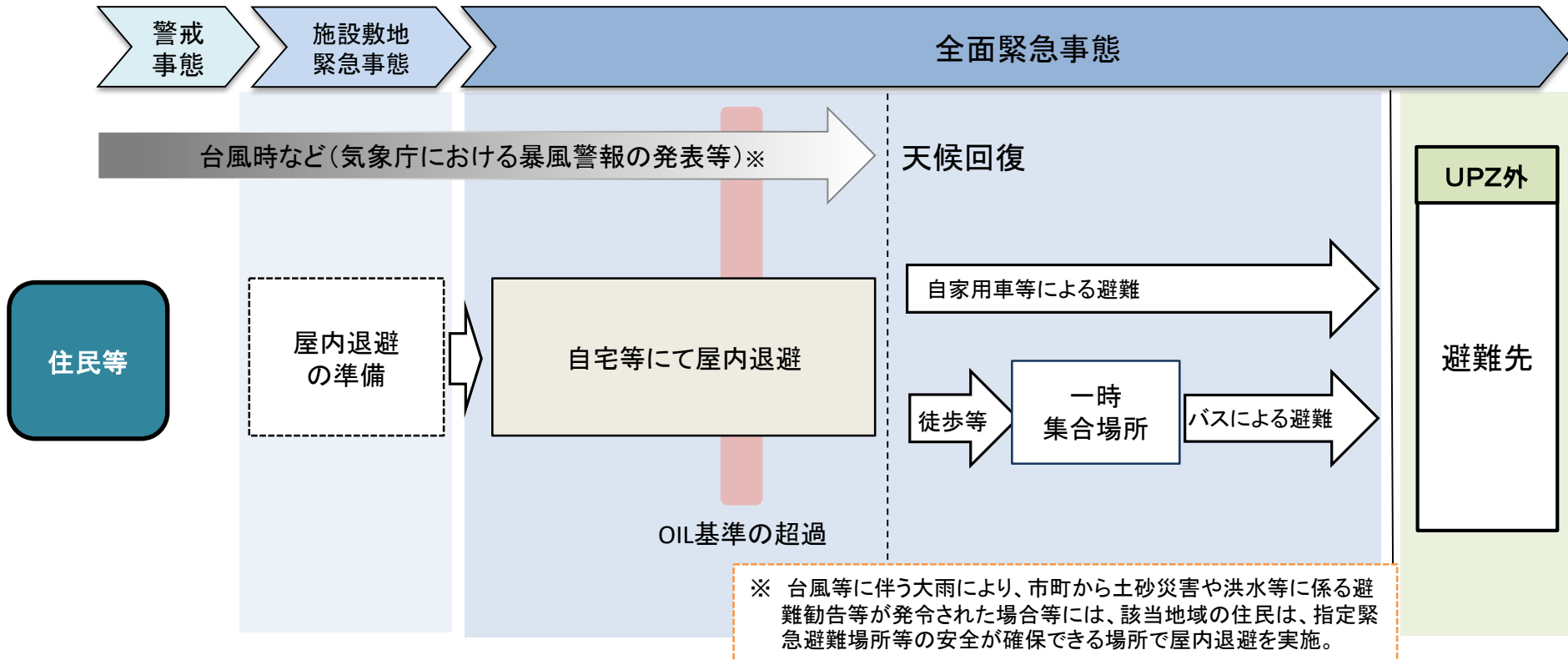


避難元	避難先
荒町(あらまち)上(かみ)・下(しも)、折立(おりたて)上(かみ)、水戸辺(みとべ)、波伝谷(はでんや)上(かみ)・下(しも)、津の宮(つのみや)、滝浜(たきはま)、藤浜(ふじはま)、長清水(ながしず)、寺浜(てらはま)、沖田(おきた)、西戸(さいど)、宇津野(うつの)、林(はやし)、大久保(おおくほ)	とめし 登米市 (4施設)

# 台風時などにおけるUPZ内の防護措置

- OIL基準の超過により一時移転等が必要な場合であっても、台風等により気象庁から暴風警報が発表される等、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

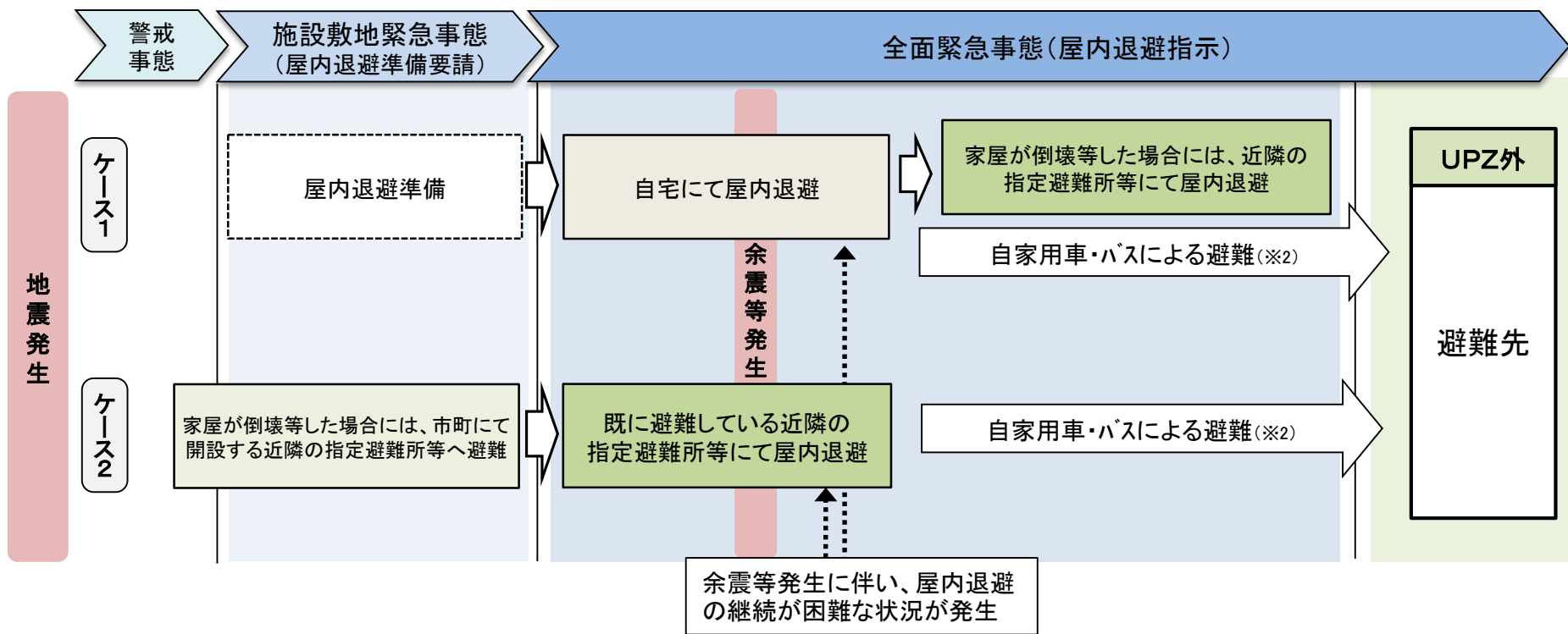
## ＜全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例＞ （外出をすることで命に危険が及ぶような場合）



# 自然災害等（地震等※<sub>1</sub>）により屋内退避が困難となる場合のUPZ内の防護措置

- 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等への避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでていいる中で余震等が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先し、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を実施。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び宮城県等は、住民等の避難を安全をかつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を実施。

## <屋内退避中に余震等が発生し被害が激しくなった場合>



※1 津波災害時や土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。

※2 市町にて開設する近隣の別の指定避難所等で受入可能な場合には、当該避難所等へ移動し、そこで屋内退避を行う。